

大和市告示第188号

大和市自転車ヘルメット購入に関する助成要綱を次のように定める。

令和5年12月1日

大和市長 古谷田 力

### 大和市自転車ヘルメット購入に関する助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車ヘルメットの購入に要する費用に対し、当該年度の予算の範囲内で助成金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 購入対象者 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている13歳以上の者をいう。
- (2) 自転車ヘルメット SGマーク（財団法人製品安全協会が定めた認定基準に適合している製品に表示するマークをいう。）が貼付された新品の自転車用ヘルメットをいう。
- (3) 協力店 市内において自転車の小売業を営む事業者（通信販売、電子商取引等店舗以外で販売するもの及び古物商を営むものを除く。）であって、本市と自転車ヘルメットの助成に関する協定を締結したものをいう。

(準用)

第3条 この要綱による助成対象者、助成対象経費、助成金の額、自転車ヘルメット購入の手続、申請、助成金の交付決定等、控除額の返還及び帳簿等の整理保管については、大和市幼児・児童用自転車ヘルメット購入に関する助成要綱（平成22年大和市告示第186号）第3条から第10条までの規定を準用する。この場合において、第6条第1号中「幼児・児童又は購入対象者」とあるのは「購入対象者」と、同号及び同条第2号並びに第7条中「大和市幼児・児童用自転車ヘルメット購入助成申込書」とあるのは「大和市自転車ヘルメット購入助成申込書」と、第6条第2号中「幼児・児童一人」とあるのは「購入対象者一人」と、第7条中「大和市幼児・児童用自転車ヘルメット助成金交付申請書」とあるのは「大和市自転車ヘルメット助成金交付申請書」と、第8条中「大和市幼児・児童用自転車ヘルメット助成金交付決定通知書」とあるのは「大和市自転車ヘルメット助成金交付決定通知書」と読み替えるものとする。

(様式)

第4条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに申請がされた助成金については、なお従前の例による。

(大和市幼児・児童用自転車ヘルメット購入に関する助成要綱の一部改正)

3 大和市幼児・児童用自転車ヘルメット購入に関する助成要綱の一部を次のように改正する。

第1条の見出しを「(趣旨)」に改め、同条中「より、幼児・児童の自転車ヘルメットの着用を促進し、もって自転車乗車中のけがを軽減させることを目的」を「ついて、大和市補助金交付規則(昭和42年大和市規則第21号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるもの」に改める。

第9条を次のように改める。

(控除額の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な手段により、第6条の規定による控除を受けた購入対象者があるときは、その者に対して当該控除額に相当する額を市に返還させることができる。

第12条の見出しを「(委任)」に改める。

別表第1号様式の項の前に次のように加える。

第1号様式	大和市幼児・児童用自転車ヘルメット購入助成申込書	第6条及び第7条
-------	--------------------------	----------

別表第1号様式の項中「第1号様式」を「第2号様式」に改め、「第5条及び」を削り、第2号様式の項中「第2号様式」を「第3号様式」に改める。

別表（第4条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市自転車ヘルメット購入助成申込書	第3条
第2号様式	大和市自転車ヘルメット助成金交付申請書	第3条
第3号様式	大和市自転車ヘルメット助成金交付決定通知書	第3条